

# 極右への欧州議会の対応

— 欧州議会議院規則の改正を通して

はじめに

第1章 ヒトの自由移動とEUでの極右政党の進出の現状

- (1) 史上類例を見ない移民の動きの現状
- (2) EU加盟国政治への極右の進出

第2章 欧州統合運動と極右の交差地点

- (1) 極右の定義
- (2) 超国家的なEUの成功と極右の交差地点
- (3) 反ファシズム運動としての欧州統合

第3章 リスボン条約と欧州議会および欧州政党

- (1) 欧州議会の権限

見 玉 昌 己

- (2) 欧州議会における院内会派
- 第4章 欧州政党を規律する欧州議会議院規則
  - (1) 欧州政党形成要件
  - (2) 欧州政党への公的助成
- 第5章 阻まれる極右 二つの事例
  - (1) I T S 結成とその瓦解
  - (2) J・Mルベンの欧州議会暫定議長就任の阻止と欧州議会議院規則の変更
  - (3) 欧州政党形成要件の厳格化

結論

はじめに

近時、EU加盟国においては、大国、小国を問わず極右勢力の台頭が顕在化し、EUとの対立衝突の局面も発生している。皮肉にもというより必然的にといふべきであろうが、ヒト、モノ、カネの自由移動を二七カ国五億人の単一経済空間を可能にしたEUの成功がそれを招いている。

本稿では、欧州議会に進出しその勢力をEU政治に及ぼしつつあるEU加盟国内の極右と欧州議会の欧州統合運動支持派の対応に焦点を当て、欧州議会がいかなる手立てで、極右の欧州議会進出を通じたEU政治への影響力の拡大に対処しているのか、それを捕捉したい。

欧州議会を取り上げるのは、以下の二つの理由に負う。一つは、EUを通して進む欧州統合が国境という国家主権の壁を取り払い、ヒト、モノ、カネの自由移動を確保し、もって単一の経済が形成されつつあるが、これに相応して、「政治同盟」(Political Union)という名の単一の政治空間も同時に形成されつつある。<sup>1)</sup>このなかで、人の流入が加速し、経済不況の際には特に受け入れ国において、国家主義や民族主義に立つナショナリズム運動をより先鋭化させるよう作用しているという認識にある。

二つ目は、EUの「政治同盟」の一つの重要な核を構成している欧州議会が、一九七九年に近代国家の議会に倣い、代表民主主義を体現する立法院としての正統性を確固とするために直接選挙制度を導入したことを機に、それまで加盟国レベルに止まってきた極右政党が、欧州議会選挙での比例選出制度を基礎とする選挙制度により、欧州進出が可能となり、それが国内政治に作用しているという認識にある。

すなわち、EU(当時EEC)においては、欧州議会の民主的正当性を高めるために導入された欧州選挙の直接選挙が、一九七九年に実施されて三〇有余年が経過した。欧州統合を進めるEUの民主主義的な装置である比例代表制度が、皮肉にも、極右の欧州政治への進出を可能にするという逆説的状况を招いているという状況がある。

実際、欧州議会内の統合推進派である欧州社会党、欧州人民党、欧州自由民主、欧州緑の党といった院内各会派も、近時顕在化した加盟国内における極右政党の進出をEUの理念を脅かすものとして捉えて、それゆえに、欧州議会議院規則を改正することで、EU条約と理念に合致しない極右の封じ込めに動いている。この二つの要素が、本稿で扱う理由である。

この論文では、当面、欧州議会で形成されたEUレベルでの欧州政党で、極右政党と定義されている「同一性、伝統、主権」(Identity, Tradition, Sovereignty / ITS)、およびフランスの国民戦線 (front national) を取り上げ、これにたいす

る欧州議会の主流派の対応に焦点を当てる。もとより、EU内極右勢力はこれに限定されるものではおよそない。その他の極右勢力や政党についても分析を必要とすることは論を待たない。

当面、ここでは、欧州のこの二つの極右勢力が関連する欧州議会の動きに焦点をあてる。この二つの事例に対する欧州議会の、主流派の対応は、まさに反EU的理念を掲げる極右政党や政治勢力にたいするひとつの典型を示しているからである。

また欧州議会議院規則の改正を巡る政治動向に焦点を当てる。なぜ欧州議会議院規則かというと、EUにおいて、極右政党封じ込めの政治的対応は、当面、EUレベルで代議制をとる欧州議会において、欧州人民党や欧州社会党という欧州統合の主流派との対決の場として、この欧州議会議院規則の改正を舞台として戦われているからである。

とくに欧州議会議院規則のなかでも二点を取り上げる。第一は欧州議会の新議会を召集する臨時議長をめぐる規約の改正である。第二は、欧州議会における政党形成の要件の改正である。

これらはともに欧州議会主流派の一定の思想に基づく改正であり、それらは極右の締め出しという共通の思想に基づく。

## 第1章 ヒトの自由移動とEUでの極右政党の進出の現状

### (1) 史上類例を見ない移民の動きの現状

ヨーロッパ統合がめざしたヒト、モノ、カネ、サービスの自由移動の実際と結果は、どのようなものだろうか。具体的にどれほどの人の自由が進んだのか。さまざまなデータが利用可能だが、欧州委員会のデータ（二〇〇五年）をもと

に日本の有力週刊誌『ダイヤモンド』がグラフィックスとともに実に効果的に読者にたいし視覚に伝えた数字がある。ここでいう移民とは就労と定住を意図したものであり、観光など短期のものではない。それによると、以下である。

就労と定住を意図した移民の流入については、基本的にEU内加盟国の出身者であれば、新規加盟国との過渡期間の特別措置を除いて、受け入れ国と同等の扱い、つまり内国民待遇を得る。もとより以下に示す数字は、EU内での移動およびEUの外、つまりEU域外からの人の移動も含む。規模の大きい順で、スペイン、ドイツ、イギリス、イタリア(二〇〇三年)、フランス(二〇〇四年)であるが、その内訳も興味深い。

スペインでは二〇〇五年に、六八万二七一一人を受け入れている。流入元の上位三国をいえば、ルーマニア一〇万八二九四人、モロッコ八万二五一九人、ポリビア四万四九八五人である。その他の主要国をいえば、ドイツ五七万九三〇一人。流入元の国別内訳をいえば、ポーランド一四万七七二六六人、トルコ三万六〇一九人、ルーマニア二万三二七四人)。以下括弧は流入元。

イギリスは、四〇万七四〇二人(ポーランド四万九四一一人、インド四万六四五三人、南ア二四二六六人)。イタリア三九万二七七一人(ルーマニア七万四四六三、アルバニア四万六五八七、ウクライナ四万一二六三)<sup>(2)</sup>。

EUの中・小規模国家でも状況は似たようなものである。人口比で見ても、その受け入れが明らかに巨大である国家としては、スウェーデン、オーストリア、オランダがある。

その内訳をみれば、北欧のスウェーデンでは五万一二九七人(デンマーク四〇四〇、ポーランド三四二〇、イラク二九四二)、オーストリアは、一〇万一二四五五人(ドイツ一万五〇六〇、セルビア一万一六〇九、トルコ七七九八)、一五〇〇万人のオランダでは、六万三四一五人(ドイツ五九三〇、ポーランド五六五一、イギリス一三九五)<sup>(3)</sup>。

このように加盟国間はもとよりEU域外諸国からもその歴史的つながりを背景としながら、大規模に人の自由な流入

が進んでいる。

EU加盟国相互の移動はもとより、EU域外からの移民も積極的に受け入れている。

ちなみにこの数字を理解するため、参考までに日本の関連する数字を提示しておけば、以下である。二〇〇七年で外国人の総入国者総数は九一五万人、新規入国者数は、七七二万人。他方、再入国者は、一五〇万人という数字がある<sup>1)</sup>。再入国者とは、中長期にわたり在留している外国人で、勉強、里帰りや観光、商用等で一時的に出国し、再入国したものである。EUと日本の移民受け入れについては、全く別個の基準で行われていることから、単純な比較はできないものの、それなりにヒトの流入は国際的現象であることは理解できる。ただし、EUの場合、観光などと違い、就労の目的が大きいとみられることは強調しておくべきことである。

そして、ヒト、モノ、カネの自由移動を前提とするEUにおいて、経済不況時には、労働市場の底辺を奪い合い、社会問題は深刻な政治問題として政治舞台に登場している。

こうした状況は、加盟国で移民排撃を目的とする過激な政治団体の動きが活発化するに十分の環境を与えることになる。加えて、米国の自由放任主義というべき規制なき金融資本主義の暴走は、サブプライム問題から、投資銀行のリーマンの破綻から、世界経済は一〇〇年に一度という危機に見舞われ、世界恐慌の一手前とすべき事態を生み、雇言情勢の悪化は深刻な社会問題、世界全体に及ぼしている。

ところで、EUにおける移民と雇用をめぐる問題を顕在化させる政治舞台は、EUにおいては、欧州議会ということになる。国家における政治の問題、そして国民の政治的意思は、何よりも代議制民主主義をとる場合、議会という場において提起され反映される。議会を実体化し、具現化する装置は政党である。そして政党の勢力は国民の意思を反映する選挙において表される。

EUにおいては、二〇〇九年六月に実施された国家を選挙区とする欧州議会議員選挙で鋭く提起された。一九九九年、加盟国は一五で欧州議会選挙での議席定数は六二六であった。このうち、ヨーロッパ統合懐疑派と、反EU極右派を代表する政党をカウントしてみると、「ヨーロッパ国民同盟党」(UEN) 三二と「ヨーロッパ多様性と民主主義」(EED) が一六で、合計四七議席を得ていた。

一〇年後の二〇〇九年では加盟国二七、議員定数は七三六と二五%程度増えている。それを踏まえても、欧州国民同盟党UEN(二八)、EEDを引き継ぎ二〇〇九年に党名変更した独立民主派IND/DEM(二二)、無所属No Group(七二)で二二一議席と大幅に拡大している。<sup>5)</sup>ちなみに七二名の無所属からその後ほどなくして、英保守党出身議員を核にして、五五議席をもつ欧州保守改革党が結成された。仮にイデオロギー的には異なる理由でヨーロッパ統合推進反対の共産党系を入れるとすると、この数はさらに伸びる。

EUにおける極右勢力については、グリーンフォード前欧州議会議員(英労働党、欧州社会党)は以下の数字を挙げ、二〇〇五年での事情を語っている。

それによれば、一〇の加盟国からネオナチのイデオロギーをもつ二五名の欧州議会議員が選出されている。また使用する言語(レトリック)において同質のものとして、さらに一二名の議員が選出されているとする。彼らはEUに居住する一二〇〇万人から一四〇〇万人の第三国出身者と、四〇〇万人のブラック・ユーロピアンを脅かしている。<sup>6)</sup>グリーンフォードは、なかでも、ベルギーのフラームス・ブロック、フランスの国民戦線、イタリアのAlleanza Nazionale、イギリスのBNPを挙げている。

またUKIP(イギリス独立党)についてはBNPと同列にすべきではないが、厳しい反EU姿勢に基づきEUからのイギリスの離脱を掲げる政党である。主権国家であるイギリスにおいてイギリス独立(Independent)とは奇異に感

じるかもしれないが、EU加盟を抑圧状態とらえ、独立を阻害されているEUからの「独立」を唱える政党である。ちなみに保守党党首キャメロンがUKIPについて、「馬鹿げた内輪の人種差別主義者」(a bunch of fruitcakes and loonies and closet racists)と評したことがある<sup>(7)</sup>。二〇〇四年欧州議会議員選挙では、UKIPは二六万票(イギリス国内分の票の一六・二%)を獲得し、得票率では下院議会第三党の自由民主党を凌ぎ、一二議席を得ている。

UKIPは、さらに二〇〇九年の欧州議会選挙ではイギリス選挙区で一六・五%の得票を得、一三議席とし、同一議席ながら、国内の下院議会の政府与党労働党から支持率でその地位を奪い、第二位に躍り出た。ちなみにUKIPは一九九九年に欧州議会内で新党派 Europe of Democracies and Diversities (EDD)を他の加盟国の政党とで結成。二〇〇四年にはポーランド、デンマーク、スウェーデンの議員と合わせて三七名の議員をもって、新たに「自立と民主主義」(Independence and Democracy)を結成。二〇〇九年には「自由と民主主義のヨーロッパ」(Europe of Freedom and Democracy)に名を変えた。このように、欧州議会選挙のごとに党名を変えつつ、新党を結成し、自己のイデオロギーと存在を欧州議会内に確保している。

## (2) EU加盟国政治への極右の進出

EU加盟国内において、極右進出の比較的新しい事例として、スウェーデンが挙げられる。スウェーデン総選挙(比例代表制、定数三四九の一院制)は一九日投票され、フレドリック・ラインフェルト首相(四五)の中道右派四党連合が計一七二議席を占めて勝利した。一方、「反移民」を唱える極右政党が初めて国政に進出し、二〇議席を得た。与党連合と野党連合が激しく競い、野党連合は一五七を得ていることから、過半数に三議席足りず、キャスティングボートは、極右政党のスウェーデン民主党が握っている<sup>(8)</sup>。



オランダでも同様の状況が見られる。ギリシアの財政危機を背景にユーロ危機の中で行われたオランダの総選挙（二〇一〇年六月定数一五〇）では、移民排斥を唱える、ヘルト・ウィルダース率いる極右政党の自由党が躍進し、一五議席伸ばし、二四議席を獲得、一挙に第三党に成長し、与党を務めてきたキリスト教民主党の獲得議席数は四一から二〇に大幅に減少した。

オーストリアでも反EU勢力の台頭は顕著である。二〇〇〇年には国民議会選挙で、ヒトラー礼賛をはばからないポピュリスト、イエルク・ハイダー率いる自由党が躍進し、国民党と連立内閣を組織し、欧州理事会入りした。これに反発した各国首脳は、記念撮影を拒否し、一四カ国政府はそれぞれに制裁を実施したほどだった。その後、ハイダーは自由党を割り、新たに未来同盟を形成。二〇〇八年九月の国民議会選挙では、未来同盟二一議席、自由党は三四議席を得た。これは議員定数一八五の三割が排外主義的政党で占めるほどに躍進したことを意味する。（ハイダーは自動車事故で二〇〇八年一〇月死亡）。

フィンランドでも保守化現象は進みつつある。二〇一一年四月一七日投開票されたフィンランド総選挙（一院制、定数二〇〇）でも、反移民、反EUを掲げる民族主義政党「真正フィン人党」が六議席から三九議席へと第三党に大躍進した。マリ・キビニエミ（Mari Kiviniemi）首相率いる与党・中央党は、予想外の大敗北で、第四党に転落、保守系の国民連合が四四議席獲得で初めて第一党となった。

## 第2章 欧州統合運動と極右の交差地点

### (1) 極右の定義

本稿との関連で、表題にした極右について若干の定義をしておきたい。極右の定義として、人種差別主義をそのイデオロギーと行動様式の基礎とし、自民族優越主義と表裏一体をなす排外主義を至上の価値とする政治勢力であり、ヨーロッパにおけるナチスの暴虐の歴史を肯定し、その暴虐を過小評価し、あるいは否定し、さらにはナチスやファシズムをむしろ賞賛するいわゆるネオナチやイスラム排撃を含む政治運動と、それを体現する政治勢力および政党も含むものと定義しておきたい。欧州右翼の研究者カス・ムデ (Cas Mudde) は「大衆迎合的過激右翼諸党」(Populist Radical Right Parties) とその著書のタイトルとして表現している<sup>(6)</sup>。

ちなみにわが国では極右といえば非合法をイメージする。そして右翼といえば、街宣活動など戦闘的なものを含めて右翼という。だが欧州での定義では、日本の右翼は、どちらかといえば、極右 (far right) ということになるであろう。ところで、社会科学における事柄や事象の定義の重要性は、なにより議論と論理を支えるものであることから、とりわけ重要である。とはいえ、わが国でも欧州でも極右についての定義も、多分に研究者やジャーナリストの間で、その主観性や流動性を反映して、幅がある。

たとえば、リー・フィリップは、EU専門情報サイト、EUobserverで「欧州議会で会派を組むことの困難を抱える極右」という記事を書いている。そのなかで、極右の定義にかかわる興味深い記述をしている。記者は言う。

「オランダ人、ヘルト・ウイルドース (Geert Wilders) が率いる自由党 (PVV) やデンマークの人民党は、移民、イスラム教徒、様々な少数派にたいして反対の立場をとるだろう。他方、彼らは、イギリス国民党 (BNP) やフラン

スの国民戦線のようなファシスト的政党といった戦闘的民族主義者を受け入れることには、消極的だろう」と記している。<sup>10)</sup>

もとより、ウィルダースについては、ドイツ国境の町で生まれ、ドイツ人を父とするオランダ人で、同国では知られた人種差別主義者である。事実、それがゆえに、彼自身が一連の挑発的な人種差別的発言で、イギリスから入国禁止措置を得るほどの人物である。それゆえに、ウィルダースにたいする EJobserver 記者の主観的判断がどうであれ、イギリス国民党やフランスの国民戦線と同様に、極右として定義づけることもできる。

また欧州議会の憲法問題委員会に属し、後述する極右の締め出しを明らかに意図した欧州議会議院規則の改正に報告責任者として活躍したりチャード・コルベット (Richard Corbett) 前欧州社会党議員は、欧州議会選挙直後の二〇〇九年六月一三日付の自身のブログにおいて、自国政治を念頭に置き、右翼については、「ファシスト右翼」(Fascist right)、「EU懐疑派右翼」(eurosceptic right) と分類している。<sup>11)</sup> 前者にはBNP、後者にはUKIPを入れている。これは、イギリス人が受け入れている一般的定義とすることができる。

ともあれ、極右の定義は、定義する者の主観性を強く反映する。それゆえ、定義論争で消耗しないために、そしてまた議論を拡散させないために、当面、ここでは、EUを扱うがゆえに、前述のカス・ムデの「大衆迎合的過激右翼政党」という分類や、コルベットの識別を基準として持つておきたい。<sup>12)</sup>

EUの進展を阻止、あるいは現状維持にとどめておきたいとするEU懐疑派は、一般的な左翼や、中道右派の中にも存在する。それゆえ、中道右派と区別し、排他的民族主義、ユダヤ人やアラブ人やイスラム教徒などを標的とした明示的な人種差別主義を前提とする極右という緩やかな定義を与えておくことにする。

一点追加するとすれば、第二次大戦前の極右と戦後の極右には若干の相違点がある。すなわち、「敵」とする対象の

相違を指摘できる。すなわち、ファシズム運動について言えば、ロシア革命以降、一九八〇年代までは、共産主義運動や第一次大戦後のいわゆるベルサイユ条約への反動を特色としている。他方、戦後においては、ソビエト連邦が崩壊して以降は、より明示的に進む欧州統合運動から派生する、移民や少数派や異教徒の流入を理由として、彼らを明示的か否かにかかわらず攻撃の対象とするという、それ自身が持つイデオロギーというより、急激な政治変動に対する市民感情を反映したポピュリスト的な政治的反動思想という側面を多分にもつことを付記しておく。

なおここで扱う極右は、非合法的組織ということではない。非合法と認定されれば、公での存在は規制されることになり、それがゆえに「地下組織」となる。地下組織が、加盟国ごとの選挙区において、欧州議会を含め各種の議会選挙を公然と戦うことはありえないからである。

ただし、イギリスのナショナル・フロント（国民戦線）やその分派として位置づけうるイギリス国民党や、フランスの国民戦線は、個別的事案で、これらの組織に属する個人が非合法的手段で追訴されている事実は多数ある。とはいえ、政党それ自身が非合法組織として存在を禁止されているわけではない。つまり、結社と政治活動が非合法として規制の対象となっているものではないことも記しておきたい。

## (2) 超国家的なEUの成功と極右の交差点

もともと極右の歴史は古く、第二次大戦後から形を明確にしたEUよりも、当然ながら遙か前に存在した。極右とは、ちょうど極左という言葉と同じく、その名が示すように、右翼を基準とし、更に右翼の思想と行動を極端にした政治勢力として存在してきた。<sup>13)</sup>

二〇世紀に限定して言えば、一九二〇年代に、極右の代名詞でもあるファシズムという名で語られるイデオロギーを

持つ政治勢力とその存在を世界に知らせた歴史を持っている。ちなみにファシズムの名の源となっているイタリアのファシスト党は「全国ファシスタ党」(Partito Nazionale Fascista)として一九二一年に成立している<sup>(15)</sup>。またアドルフ・ヒトラーを指導者とした、「国家社会主義ドイツ労働者党」(NSDAP: Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei)は一九一九年に結成され、政権掌握は一九三三年である。

もとよりこれらの政党は戦後解体され、たとえばドイツではナチスの犯罪については訴追は時効なく行われており、現在でも、そのナチスのシンボルの使用まで非合法として厳しく処罰されている<sup>(16)</sup>。

それゆえ、二一世紀にあつて大戦間期のファシズムと同一の思想と行動をとる政党は、合法的には存在しない。しかし、これを思想的に容認し、あるいはその悪を相対化する政治勢力は存在している。

たとえば、交通事故死したオーストリアのハイダーの自由党党首は「ナチの親衛隊は紳士的であつた」というごとく、ナチス礼賛を行ったことがある<sup>(17)</sup>。それゆえ、上記の如く、連立政権まで組み、EU政治に進出を許したオーストリア政府にたいしてすべてのEU加盟国は制裁措置をとつた。

戦争期のイデオロギーは厳しく規制されてきたが、それは欧州統合で新たな局面を迎える。第二次大戦での全欧規模での戦争と、それが残した惨禍を反省にして一九五一年に創設されたのが欧州石炭鉄鋼共同体であり、EUはそれを基礎にしていることにみられるように、五〇有余年の産物である。

ファシズムと現在の極右はそれぞれの歴史をもちつつ、EUを通したヨーロッパ統合運動の中で、出来事を通して、政治的に交差することになる。

一つの動きが、EUが推進するヒト、モノ、カネの自由移動に代表される欧州統合が必然的にもたらす国境と国家の権力の縮減という現象である。そしてそれに対する反動として、右翼を極端化した政治勢力がその本質として生来的に

持つ排外主義的イデオロギーの顕在化である。EUの組織原理は、跳梁跋扈し、国家さえも崩壊させる排他的民族主義からの離脱としての超国家的欧州の形成にあったことは、周知のことである。

すなわち、一方で、欧州統合の国境を越える思想と行動と、他方で極右の思想と行動が交差し激しくぶつかり合う政治舞台がEUの欧州議会ということになる。

EUの成功と、右翼もしくは極右の台頭という現象の因果関係の社会科学的な数量分析はこれからの研究に待たれる。

### (3) 反ファシズム運動としての欧州統合

EUを通じたヨーロッパ統合運動の歴史に目を向ければ、欧州では、ワイマー後期のドイツや、イタリアにおいて、一九二〇年代から急激に高まった排外主義的政治運動の究極たるナチスやファシスト党とその跋扈跳梁と、結果としての欧州諸国間の戦争と大惨禍、そして戦勝国も戦敗国も総力戦の中で、灰塵と化し、その焦土の中から、排外主義と侵略戦争の反省に立って、新たな平和運動を開始した。

それは、国境の壁を漸次的に低め、国境をなくす単一の欧州、つまり欧州統合運動として展開され、その政治的装置として、欧州石炭鉄鋼共同体が、そしてそれを受け継ぐ、ECが形成され、一九九三年からはEUと名を改め、今日に至っている。

実際、戦後六〇年を経て、EUをその手段として進められた欧州統合運動は大きな成果をもたらした。欧州の近代政治を決定付けた独仏の確執と普仏戦争から三度にわたる欧州全土を巻き込んだ戦争は、すくなくとも完全にその可能性は除去された。

欧州石炭鉄鋼共同体から欧州同盟（EU）にいたる欧州統合の政治組織の目的は、なにより、二度の世界大戦を導いた、狹隘な民族主義を非とし、欧州の民族の平等と敬意と尊敬を前提とした統合である。そしてそれを具体化する思想が、ヒトモノカネの自由な移動を確保する各種の政策である。事実欧州石炭鉄鋼共同体条約の前文はEUに継承されるその組織の目的について、四点を掲げている。

まずなによりも大量破壊と大量殺戮をもたらした第二次大戦に対する強い自省の念である。その戦争を「血なまぐさい紛争」であり、多年にわたり、欧州の諸民族を分割してきたと総括している。第二にその歴史的反省に立ち、これを乗り越える欧州を必要としていること、それは「運命共同体」あるべきとする。第三にそして運命共同体としての欧州を達成するためには、「単一の経済共同体」が必要であるとする。第四にその達成過程として欧州石炭鉄鋼共同体を位置づけていること、この四点である。

このように、単一の経済共同体、しかも運命共同体の形成は、その目的として市場統合を掲げていた。単一の共同体は、すなわちヒト、モノ、カネが自由移動する空間の創出による欧州統合を推進する組織である。EUが掲げる国境を越えたヒト、モノ、カネの動きがEU加盟国の国家主権のせめぎあいという政治過程を通して六〇年余にわたって、実践されてきた。それが欧州の姿である。

実際、「ミスターヨーロッパ」というあだ名で有名となったジャック・ドロール欧州委員長の下で、単一欧州議定書は一九九二年末までに二八〇余の法律をもって、国境ごとに分かれている市場を開放し、統合を進める戦略がとられた。以降、ヒトモノカネの大規模な国境を超えた移動は大いに進みつつある。もとより、ヒト、モノ、カネの自由移動は、善良な市民、きれいなカネ、そして安全なモノが動くだけではない。国家を超えた広域犯罪、ポルノ、銃器、売買春、人身売買までも引き起こす。しかもヨーロッパといっても、域内でも言語、歴史、習俗、文化の相違を抱えて、さらに

また「西欧列強」と呼称されていた帝国主義の時代の植民地宗主国という歴史的な背景をえて、アフリカや中東に隣接する外部から、イスラムを含み非キリスト教的な人々が流入する。

広域化する各種の犯罪については、これを取り締まるべく、必然的に、EUレベルでの対応も進み、共通ビザ、共通逮捕状の導入も徐々に実現されつつあり、そしてそれを実践する「欧州警察機関」（ユーロポール）、「欧州検察機関」（ジューロジュスト）などの機関も形成されるにいたっている。これは長期的には米国のFBIのような発展を遂げていくものと思われる。ソ連と旧共産圏諸国の政治体制の崩壊も人の自由移動を加速化し、極右の活動の激化を招いた。

実際、EUの発展はソ連の崩壊によりその受け皿として機能し、欧州統合は、加速した。二〇〇四年には、旧ソ連圏を構成していたチェコ、スロバキア、ポーランド、ハンガリーはもとより、ブルガリア、ルーマニアにまでEU拡大が進んだ。これにより域内間経済格差は一人当たりのGDPではEEC結成当時、もつとも豊かなルクセンブルグとイタリアが一对四であったが、現在では、ルクセンブルグとブルガリアでは一对一五と拡大している。

これに加えて記憶されるべきは、EU統合が単に数の統合ということではなく、加盟国法の上位に存在するEU法という欧州統合が進める法的重要性を理解しておく必要がある。

EU立法とEU法を制定する立法権者としての欧州議会の存在の高まりを認識しておく必要がある。EU加盟とは国連の加盟とは質的にも異なる。

いわゆる数十万頁といわれるEUの法令集と政治的決議も含めたいわゆる「アキ・コミュノテール」（EU法の獲得物）を過渡期間の設定はありながら、基本的に民主主義、法の支配、人権といった普遍的原則は当然のこととして、加盟国はEUが六〇年余りにわたり形成して来た法をすべて受け入れるということを要求される。北朝鮮でも加盟国である国連加盟とは質が異なる。また欧州委員会は人権に対する違反に目を光らせているのはEU条約上の根拠をもつが故にで



ある。

すなわち、極右政党もEUレベルで、こうしたEU準則との整合性をあらゆる局面において求められることになる。

### 第3章 リスボン条約と欧州議会および欧州政党

#### (1) 欧州議会の権限

EUレベルでの極右の動きは、欧州議会レベルでの欧州政党と連動している。加盟国の政治をみているだけでは、加盟国自身の政治も十分把握できない。なぜなら、国内政治がEUレベルでの法の調和ということで、時に憲法改正も迫られ、EU政治の影響やヨーロッパ統合運動の作用を大きく受けているからである。EU政治で起きていることは、加盟国政治にも影響を及ぼすということである。欧州議会が重要になればテレビカメラも入り、EU政治での著名な政治家が、国内政治でも重要な役割を果たすということになる。それゆえ、EUレベルでの極右の問題を考える場合、欧州議会と欧州政党の機能を見ても必要がある。

特に、欧州石炭鉄鋼共同体の創設以降、欧州統合の目覚ましい発展と平行し、相応して、EUでは加盟国の主権の大規模な譲渡を担保するものとして、欧州議会の権限の拡大が進んでいる。

欧州議会は主要機関としては、あまり知られていないが、EU条約（現行EU条約は二〇〇九年一月に発効したりスポン条約である）では主要機関について条文を置いているが、冒頭は、EUの最高意思決定機関である欧州理事会ではなく、欧州議会である。EU加盟国の憲法でも自国議会から始まるのが、通例である。ちなみにわが国も、機関については、国権の最高機関として位置づけをもつ国会から始まる。

EUにおける代表民主主義を具体化するのには、欧州議会であるが、さらにそれを実体化するのが欧州政党である。欧州政党については、一九九三年のマーストリヒト条約で、初めて欧州政党の重要性について明記された。また二〇〇九年一二月に発効したリスボン条約（現行EU条約）では、理事会とともに「共同立法権者」としての地位も明記された。現行EU条約であるリスボン条約では欧州議会の機能について、具体的には、II編「民主主義原則に関する規定」一〇条で、四つの項で以下のように規定している。

極右のEU内における位相を知ることができるであろう。

1. EU（欧州同盟）の運営は、代表制民主主義に基づく。

2. 市民は、欧州議会において同盟レベルで直接代表される。

加盟国は、加盟国の国家または政府首脳による欧州理事会および加盟国政府による理事会において代表され、加盟国議会もしくは国民に民主主義に基づく責任をもつ。

3. 各市民は、同盟の民主主義に基づく営為に参加する権利を有する。諸決定は、市民に可能な限り公開され、なおかつ可能な限り近くでなされる。

4. 欧州レベルの政党は、欧州の政治意識を形成し、同盟の市民の意志を表明することに寄与する。

以上のように、欧州議会は、EU政治における代表民主制の要（かなめ）として存在し「欧州市民はEUでは欧州議会において代表される」ように機能するとしている。

それゆえ、多様な欧州市民の利益を代表するのが欧州議会である。言い換えれば、合法的であれば、極右の進出も、欧州市民の支持があれば、可能である。

なお、この欧州政党を規定した条文については、一九九三年に発効したEU条約（マーストリヒト条約）の交渉の最

終段階で、統合推進派によって、EU条約第一三八a条として、付加された重要な規定で、それが受け継がれている。

(2) 欧州議会における院内会派

EUが、加盟国での政治が政党政治を通し、代表民主主義発展として発展して来たと同様に、欧州議会が同じく代表民主主義として機能していることは、拙著『欧州議会と欧州統合』（成文堂二〇〇四年）で捕捉、分析した。実際、EUレベルの政治において、実に多様な市民の声が反映されている。

EUではキリスト教民主主義に立つ中道右派の欧州人民党、中道左派を代表する欧州社会党（新会派名、欧州社会民主同盟）。そして自由民主主義を標榜する欧州自由民主改革党。そしてこの三大政党が議席の七割強を確保している。だが、近年反移民を唱える極右の欧州議会進出も顕著になっている。欧州政党は、欧州石炭鉄鋼共同体時に自然発生したといはいえ、最初から現在のように機能していたわけではない。何より欧州石炭鉄鋼共同体では「共同総会」という名に体现されるように、「総会」であり議会ではなかった。欧州統合の日々の実践の中で、形成されてきたのが欧州政党であった。

欧州議会を実体化するものは、欧州政党である。欧州政党については、欧州議会議院規則<sup>⑧</sup>により、その結成要件及び、その行動規範が規定されている。この議院規則は全体で一三編（Title）に分かれた二一六か条からなり、これに二〇の付則がある。わが国で言う国会法及び衆参両院規則に相当し、憲法付属の法と位置づけられるものである。二〇〇九年九月現在、欧州議会は議会制民主主義の要として、七三六名の議員を擁し、七つの欧州政党をその主体として代表民主主義に立脚する政党政治を展開している。

欧州議会内の欧州政党の勢力分野別にいえば、欧州人民党（英文略記EPP、議席二六五）、欧州社会民主同盟（S

&D一八四／旧欧州社会党)、欧州自由民主連盟(A L D E八四)、欧州緑の党・自由連盟(G r e e n s - E F A五五)、欧州保守改革(E C R五四)、欧州統一左翼・北欧緑の左派連盟G U E - N G L三五)、自由民主主義の欧州(E F D三二)、無所属(N I二七)。すなわち、七党派と無所属である。

#### 第4章 欧州政党を規律する欧州議会議院規則

##### (1) 欧州政党形成要件

欧州議会を実体化するのは欧州政党であると書いたが、欧州政党は代表民主主義を体現する欧州議会にあって、国家の議会は選挙を通して国民の意思を代表するのと同様に、同様に、欧州議会議員は欧州政党に属し、欧州政党の中で、ヨーロッパ市民とEUをつなぐ大きな役割を担う。

欧州政党の形成要件を明記しているのは、欧州議会議院規則で、一一年前の一九九九年六月刊の第一四版では五章政党二九条 政党の結成で、以下である。なお欧州議会議院規則はEU設立条約を法源とする派生法であり、規則がいう「政党」の英語表記は「政治集団」(Political Group)である。だが憲法的位置づけを持つEU設立条約(マーストリヒト条約)を含め、EUの代表民主主義を扱った箇所では欧州政党と規定している。事実、改正EU条約であるリスボン条約は Political parties at European level contribute to forming European political awareness and to expressing the will of citizens of the Union.としてゐる。この意味するところは漠然としているが、EUでの代表民主主義を代表するのが欧州議会であると規定していることからみれば、その機能は政治的にも、政党(党派)を離れてはない。それゆえ政党もしくは院内党派とする。

1. 議員は、その政治的帰属感にしたがい、政党を結成することができる。2. 一つの政党は、二つ以上の加盟国からの議員を含まなければならない。その結成に必要な最小の議員数は、二カ国では二三名、三カ国では一八名、四カ国以上では一四名とする。3. 一名の議員が複数の政党に所属することはできない。4. 議長は、政党が設立される時期を宣言にて告知する。この宣言は、政党名、その構成員および事務局を明示する。5. この声明は、欧州共同体の官報において公表される<sup>19)</sup>。

欧州議会の議院規則の欧州政党形成要件は改正のたびに、国家という単位を希釈するように厳格化されつつある。右記の一九九九年の規定では、二カ国以上から始まっている。だが、それ以前はイタリアの「フォルツァ・イタリア」が「フォルツァ・ヨーロッパ」と名前を変えて、単独で欧州議会に欧州政党を形成して乗り込んだ過去もある。

国家単独の欧州政党は欧州政党ではないという認識を強め、それにより一九九九年の上述の規則にみられるように改正されていた。その後、EUの加盟国の増大に相応して、政党の要件で国家の数は五分の一から二〇〇九年には四分の一とさらに厳格化されている。

この変更はEUでは国家を基礎としているのではなく、ヨーロッパ全体の利益に合致すべき存在としてEUとその議会である欧州議会を捉える思想を反映しているといえる。

特に近年の欧州政党形成要件の厳格化は、同時に極右政党の封じ込めという意味もある。

排他主義的イデオロギーはEUの理念とは合致しない。代表民主制を志向する欧州議会にあつて統合推進政党から成る主流派はEUの理念に反するイデオロギーをもつ極右政党を締め出そうとしている。もつとも有効な手段は、欧州議会を実体化させる議院規則の欧州政党形成要件を厳しくすることである。

実際、欧州議会はそのようにして、排外主義政党の進出を阻止して来た。欧州議会では欧州政党を基軸にして、代表

民主主義を具現化している。欧州政党という地位をもたない限り、政党助成金も、発言時間も、常設委員会の議長（委員長）ポストでも支障をきたす。欧州議会で会派形成ができない限り、無所属として個別分断化でき、無力化できるからである。

## (2) 欧州政党への公的助成

欧州政党の行動様式については、欧州議会議院規則で規定されていることは述べたが、これと連動する形で、公的助成が立法化されている。ちなみに、政党助成についても当初から存在したわけではなく、欧州議会の予算から院内会派を通して無原則に流用されており、問題視されてきた。そのため、二〇〇三年に欧州議会は公的助成を法制化した。

それがヨーロッパレベルにおける政党を規律する規制及びその資金についての規範に関する二〇〇三年一月四日の欧州議会及び閣僚理事会による規則（EC）第二〇〇四／二〇〇三号である。

REGULATION (EC) No 2004/2003 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 4 November 2003 on the regulations governing political parties at European level and the rules regarding their funding<sup>1)</sup>

またこの規則を実施する細則として「ヨーロッパレベルにおける政党を規律する規制及びその資金についての規範に関する欧州議会及び閣僚理事会による規則（EC）第二〇〇四／二〇〇三号を実施する手続を規定した二〇〇四年三月二九日の欧州議会ビューロ（理事部）決定」がある。原表記は以下である。

DECISION OF THE BUREAU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT of 29 March 2004 laying down the procedures for implementing Regulation (EC) No 2004/2003 of the European Parliament and of the Council on the Regulations governing political parties at European level and the rules regarding their funding (2004/C155/01) が制定<sup>2)</sup> されたこと

ては国立国会図書館調査及び立法考査局の間柴泰治の労作がある。<sup>20)</sup>

政党助成の対象になる欧州政党は、一、加盟国が本拠地があり、法人格を得ていること、二、七加盟国において欧州議会もしくは加盟国議会で議席を有しているか、欧州議会選で三%の票を得ていること、三、民主主義や人権などEUの基本原則を順守すること、四、欧州議会に進出する意図を持っていること。

すなわち、欧州政党は必ずしも欧州議会に議席を有していることが条件ではないが、欧州議会進出を意図していることが注意されるべきである。つまり、欧州議会に議席を持たずとも、理論的には、公的助成は申請できることである。規則は、総額を明示してはいないが、間柴によれば、二〇〇六年のEU予算案では八五九万四〇〇〇ユーロとなっている。なお配分比も、定められており、政党形成により、一〇〇万ユーロ（一三億円）の政党助成金が支出される。

## 第5章 阻まれる極右 二つの事例

### (1) I T S 結成とその瓦解

第三章で欧州議会における欧州政党とその法的な側面、そしてまた欧州議会が欧州議院規則を通して、加盟国の個別の政党をEUレベルで統合する機能を果たしていることを見た。

ところで、以下「同一性、伝統、主権」(Identity Tradition, Sovereignty / I T S) という会派について述べるが、この会派の結成と瓦解については、欧州議会議院規則の政党形成要件がかかわる。

極右政党の野合的集団であるI T Sの結成と瓦解は、旧規定のもとで惹起した。政党形成要件との関連で発生したI T Sの事案については、旧規定では、出身加盟国の数においては五分の一、議員総数二〇名以上である。

ITSは、欧州議会議院規則の旧規定の下で、加盟国の極右政党や反EU政党が欧州議会に七カ国、一三名の議員を得て二〇〇七年に発足した。共同綱領は同年一月九日に調印され、一月一五日の欧州議会の本会議で欧州議会議長 Josep Borrell の下で、承認された。同党を構成する加盟国の政党別の構成については以下である。

党代表はフランス国民戦線の Bruno Gollmsch。構成政党は、フランス「国民戦線」七名。「大ルーマニア愛国党」(五)、ルーマニア単独(一)、ベルギー「フラマン人の利益」(三)ブルガリア「国民同盟突撃」(三)、イタリア「社会代替」(一)、イタリア「三色の炎」(一)オーストリア自由党(一)、イギリス独自/UKIP 離党者(一)。

しかしながら、欧州議会で野合的に結成されたITSは、ムッソリーニの孫娘 Alessandra Mussolini が、移民政策に関して、ルーマニアは犯罪者であると発言をしたことを契機として、大ルーマニア愛国党が離脱した<sup>21)</sup>。その結果、二〇〇七年一月一四日消滅に追い込まれた。欧州政党形成要件を満たさなくなったためである。

欧州議会において、欧州政党を結成する必然性については、国内の規定を想起すれば理解できる。EUの議会たる欧州議会においても、政党助成金と、委員会の委員長ポストの配分を受ける。政党政治を展開する欧州議会において、欧州政党の地位を得ているか否かでは大きな違いとなる。

## (2) J・Mルペンの欧州議会暫定議長職就任の阻止と欧州議会議院規則の変更

欧州議会の極右への対応の第二のケースとして欧州議会暫定議長就任の阻止の事例で対象となったのは、Front National を率いるジャン・マリ・ルペン (Jean-Marie Le Pen) である。欧州の極右を代表する人物で、一九二八年生まれ、二〇一一年現在八三歳。ちなみに、フロン・ナチオナルは、一九七二年一〇月に結成されている。結成当時の政党名は、Front national pour l'unité française (FNUF)。



欧州議会における暫定議長というのは、五年に一度の欧州議会選挙が終わり、新規に開催される時の議長であつて、儀礼的存在である。その彼もしくは彼女の力で、議長選出が行われる。その儀礼的ともいえる欧州議会の新議会の開催を告げる職務を行うシンボルの議長が暫定議長である。そのポストへのルベンの接近、すなわち就任の可能性が問題になつたのである。

ルベンといえば、フランス人に大きな衝撃を与えた事件がある。彼は、フランス大統領選挙では、一九七四、一九七八、一九九五、二〇〇二、二〇〇七と五度にわたり出馬した。特に、二〇〇二年のフランス大統領選挙では、第一回投票で、リオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) 社会党書記長を凌ぎ、一六・八六%を獲得し、第二位につけ、決選投票に臨んだことである。これはフランスのみならず、ヨーロッパに衝撃を与えた。このときは、フランス全土で人種差別主義者の大統領就任の可能性を阻む、反ルベン、キャンペーンが張られ、ジャック・シラクは八二%を得て、圧勝する。ルベンは排外主義的発言で知られており、それを支持する者には高い人気を誇っている。この勢力は継続的に国内と欧州議会で議席を有している。たとえば、国民戦線は一九八四年の欧州議会選挙では一〇%の票を得ていたし、二年後の一九八六年では、フランス国民議会に三四名もの議員を出した。<sup>22)</sup>

二〇〇七年のルベンの最後となる大統領選挙への出馬でも一〇%の得票を上げていた。初挑戦時は、彼の得票は、〇・七四%であつたことを考えれば、この間のフランスにおける移民排斥の高まりをみるところである。ルベン自身についていえば、一九八四年から欧州議会議員を継続的に務めている。

ただし一九九七年には議会選挙中にアネット・プルバスト・ベルジール (Annette Poulvast-Bergeal) 社会党政治家を平手打ちする暴行容疑で有罪となり、フランスで、短期の公職追放となつた。これをうけて、二〇〇〇年一〇月欧州議会議長ニコル・フォンテーヌ (Nicole Fontaine) 女史は、欧州議会議員の資格停止の措置を取つた。ルベンはこれに

対して、欧州議会議長の意思ではなく、議席剥奪は本会議での表決でなされるべきと抗弁。二〇〇一年一月、欧州司法裁判所第一審に提訴。判決が出るまでということで、議席剥奪措置留保。二〇〇三年四月には欧州司法裁判所第一審は、ルベンの訴えを退け、議席剥奪を支持した。<sup>23)</sup>

欧州議会議院規則は、欧州議会議員の国家議会議員との職務の両立性の可否に関しては、加盟国法で定めるとし、フオンテーヌ欧州議会の議長がフランスの裁判所の決定をもって行っているがゆえに、EU法違反ではない、と欧州司法裁判所は判示したのである。また、一九八七年九月二三日には、ラジオとのインタビューでは、ホロコーストは存在していないとはいわないが、見ていないし、「歴史にあつては些細なこと」と述べた。

これはホロコーストの存在を否定することが犯罪を構成するとする共産党議員の名に由来するGayssot Actに触れることとなり、一二〇万フラン（一八万五〇〇〇ユーロ、二九万ドル）の罰金を科された。<sup>24)</sup>

これにたいして、ルペン自身は、ホロコーストの否定者とレッテルを貼ったシュルツ率いる欧州社会党にたいしては、「水増しされた批判」の犠牲者であると反論していた。

ここで問題になるのは、このルペンが欧州議会の議長職の選出される可能性があることから発した問題であった。欧州議会は議院規則において、引退する議長もしくは、最高齢の議員が次期新会議の開会議長となることを定めていた。これが欧州議会で当面の焦点となってきた。

ルベンの暫定議長就任阻止には、欧州議会議院規則の当該箇所の条文、つまり最年長の議員の以下の条文の変更が必要となる。この条文は長く変更されていなかった。

旧規定はたとえば、筆者と山本直（北九州市立大）が訳出した『欧州議会議院規則』（二〇〇二年一二版）<sup>25)</sup>では、以下であった。

1. 一〇条(三)のもとで開催される会議、あるいは議長およびビューローの選出を目的とする会議では、議長が選出されるまで最年長の議員が議長職を務める。

2. 最年長の議員が議長職を務める間は、議長の選出もしくは議員資格の確認に関するものでない限り、いかなる業務も処理されることはない。

英文を示せば以下である。

#### Rule 12 Oldest Member

1. At the sitting provided for under Rule 10 (3), and at any other sitting held for the purpose of electing the President and the Bureau, the oldest Member present shall take the Chair until the President has been elected.

上記の欧州議会議院規則に基づき、現状では、八〇歳になるルベンが最高齢議員として、六月の欧州議会選挙後に始まる新会期の暫定議長職に就くことを可能にしていたからである。

ルベンの議長就任を阻む動きは、欧州議会最大野党の欧州社会党(二〇〇九年六月には院内会派名を「欧州社会民主進歩同盟 Alliance of Liberals and Democrats for Europe」と改称)によってなされた。すなわち、二〇〇九年第七次の新議会を前に、会期末と選挙を控えた二〇〇九年五月二〇日、欧州議会の最大会派欧州人民党(the European People's Party)党首ジョセフ・ダール(Joseph Daul)も、ドイツ人のマーチン・シュルツ(Martin Schulz)率いる欧州社会党も、さらには緑の党も賛成し、ルベン阻止を支持する姿勢を明確にした。

社会党と緑の党の指導者は一九日に、ルベンが欧州議会の長老として議事を采配することを阻止すべく、議院規則の改正を提案した。「ホロコーストを否定する人物が欧州議会の開会式の議長を務めることには、憂慮を覚える、その解決法は、議院規則を変えることしかない」と、語っていた。<sup>26)</sup>かくして欧州議会議院規則の新議長選出までの暫定議長

規定について以下のように改められた。

## 第十二条

「規則二三四条(二)に規定された会議、およびビューロー(理事部)の選出を目的とする会議では、引退する議長、もしくは引退する副議長が着任の順に、もしくはそのいずれも不在の場合は、最長期間、議員の地位にあったものが、議長が選出されるまで、議長職を務める。」

## Rule 12

### Provisional Chair

1. At the sitting provided for under Rule 134 (2), and at any other sitting held for the purpose of electing the President and the Bureau, the outgoing President or, failing him or her, one of the outgoing Vice-Presidents in order of precedence or, in the absence of any of them, the Member having held office for the longest period shall take the Chair until the President has been elected.

というものである。

すなわち引退する議長が、あるいは副議長がこれを務め、そのいずれもが不在の場合に、最長在任議員という順で変更した。この変更は二つの点で徹底している。引退する議長がこれを務め、それが不在の場合には、一四名存在する副議長が退任する場合、先任順に就任するとした。これで欧州議会の多数派が、イデオロギー上あるいはその行動上で問題のある議員、この場合、極右のルペンの暫定議長就任の可能性を封じ込めた。

議長、副議長職については、欧州議会は長く最大党派、及び第二党派で分ける慣行が続いている。すなわち、欧州人民党と、欧州社会民主同盟(S & D 一八四/旧欧州社会党)がそれを得ている。それにとどまらず、最高齢でなく最長

在任期間を務めたものという基準も導入した。

当然ながら、安定した数を誇る多数政党の議員が再選を果たし、任期を長くする可能性が高い。ルペンが議長はく奪の期間もある。すなわち徹底してルペン外しを図ったのである。かくして、極右イデオロギーをもつ暫定議長就任を阻んだのである。

### (3) 欧州政党形成要件の厳格化

欧州議会議院規則は、上記の暫定議長の規定も合わせて、全般的見直しがなされ、政党形成要件も厳格化された。

欧州議会の欧州政党形成要件は二〇〇九年の最新の欧州議会議院規則で第一編「議員、議会内組織、政党」の四章政党で扱っているが、三〇条は、政党の結成で以下のように新たに変更された。

1. 議員は、その政治的帰属意識にしたがい、政党を結成することができる。

議会は政党の議員の政治的帰属意識について通常は評価する必要はない。この規則に基づき政党を形成するに際して、当該議員は彼らが政治的帰属意識を有しているという定義を受け入れる。関係する当該議員が政治的帰属意識を拒否する場合にのみ、議会はその政党がこの規則に合致しているかについて、評価することを必要とする。

2. 政党は加盟国のすくなくとも四分の一から選出された議員で構成される。その結成に必要な最小の議員数は、二五名である。

3. 政党が必要とされる敷居値を下回る場合、欧州議会議長は会派の議長の会議の合意をえて、議会の次の会期まで、以下の条件が満たされる場合には、継続して存在することを認めることができる。

— 加盟国のすくなくとも五分の一から代表を継続して出していること

—この政党が一年以上その存続していること

—欧州議会議長はこの規定が乱用されている疑惑があることを示す十分な証拠がある場合は、この例外規定の適用を認めない。

4. 議員は複数の政党に所属することはできない。
5. 議長は、政党が設立される時期を声明を出し告知する。この声明は、政党名、その構成員および事務局を明示する。
6. この声明は、EUの官報において公表される。二〇〇九年七月一日付け。  
ちなみに英文を示せば以下である。

rule 30 : Formation of political groups

1. Members may form themselves into groups according to their political affinities.

Parliament need not normally evaluate the political affinity of members of a group. In forming a group together under this Rule, Members concerned accept by definition that they have political affinity. Only when this is denied by the Members concerned is it necessary for Parliament to evaluate whether the group has been constituted in conformity with the Rules.

2. A political group shall comprise Members elected in at least one-quarter of the Member States. The minimum number of Members required to form a political group shall be twenty-five.

3. Where a group falls below the required threshold, the President, with the agreement of the Conference of Presidents, may allow it to continue to exist until Parliament's next constitutive sitting, provided the following conditions are met:

- the members continue to represent at least one-fifth of the Member States;

- the group has been in existence for a period longer than one year.

The President shall not apply this derogation where there is sufficient evidence to suspect that it is being abused.

4. A Member may not belong to more than one political group.

5. The President shall be notified in a statement when a political group is set up.

6. The statement shall be published in the Official Journal of the European Union.<sup>(27)</sup>

具体的にいえば、政党形成要件では、二〇〇九年に改められた現行規定では四分の一以上、すなわち二七カ国のEUでは七カ国以上、議員総数二五名である。

すなわち、政党形成要件は厳しくなっているのが分かるであろう。議員数では総議席数の二・二五%である。ちなみに、EU加盟国議会での政党（党派）形成要件は、高い方で、五%で、平均は四%を上回るところにある。

欧州議会の憲法問題委員会での審議では、加盟国議会の平均値の四%を前提に、欧州社会党は三〇名を提起している。他方、あまりに政党形成要件を厳格化すると、政治的自由を奪うとする欧州自民党の反発などで僅差で否決され、現行数値に収まった経緯がある。<sup>(28)</sup>

もとより、リスボン条約というEU条約の大きな改正があり、欧州議会の権限にかかわる部分が増えたため、一般的な欧州議会議院規則の改正は、それに伴う一環として行われている。だが、個別的にいえば、欧州政党の政党要件の厳格化は、代表民主主義における意見集約を、よりソリッドな形の欧州政党として図るべきという考え方がある。同時にその背後には、欧州議会におけるファシスト極右を含め、近時、社会問題化し政治化している人種差別政党を排除したいとする欧州議会多数派の意図もあるといえる。

なお最近の極右勢力の加盟国の国内政治における勢力拡張に対する欧州議会レベルでの対応は以下のようである。

オランダの総選挙を受けて、自由人民党(VVD)のMark Rutteが一九一八年以降初めてとなる政権の座に就き、極右政党のPVVが閣外協力するにいたった。二〇〇二年に成立して以降四度の政権を担当したピーター・バルケネンデ中道右派のキリスト教民主党(CDA)は、総選挙で勢力を急減させた結果、VVDとの協力で政権に入ることを余儀なくされた。両党合わせて、一五〇議席中五二議席の勢力でのスタートである。すなわち、ウィルダースの反イスラム政党PVV二四議席の閣外協力を受けてのものである。

欧州議会レベルで自由人民党(VVD)と連携している欧州自民改革党(ELDR)は、この事態に懸念を表明した。また欧州人民党(EPP)は、オランダのCDAを含め、EU加盟国を中心に、ヨーロッパの三九カ国、七三の中道右派を持って構成されているが、欧州人民党議長のウイルフレッド・マルテンスが、惨敗した旧与党のCDAが、極右のPVVの閣外協力を受け、VVDの少数政権を樹立したことを「遺憾」であると、批判している。<sup>28)</sup>

さらに欧州政党で、社会民主主義政党からなる欧州社会党は、中道右派の政党を傘下に置いている欧州人民党が、政権維持のために安易に極右や反移民政党との連携を傘下の政党に許容しているとして、極右勢力との協力関係を拒否し、中道右派とも協力し、結束してそのための「防疫線」(ordon sanitaire)をヨーロッパに張り巡らすべきとする五項目からなる行動綱領(code of conduct)を一〇月一五日付で打ち出した。<sup>29)</sup>

それほどに、オランダにみられる極右の台頭は、ヨーロッパ統合推進の政党にとつても厳しい状況にあるといえる。

## 結論

ナチスに代表されるファシズムの跳梁跋扈と、それによる欧州での第二次大戦の勃発と、勝者敗者双方に未曾有の惨



禍をもたらした先の大戦の結果、それを反省して、排外主義的ナショナリズムを押さえ込むための「運命共同体」として構築されたのが、現在のEUである。政治的な強い価値と意図をもっており、EUは、単なる経済共同体ではおよさない。経済通貨の単一空間の創造を目的とする経済通貨同盟と、表裏一体として位置づけられている政治空間の創造を旨す政治同盟 (Political Union) を目指すのがEUを通じた欧州統合である。

そのEUにあつては、共同立法権者としての欧州議会にあつて、その選出方法で比例代表制をEU準則としている。この民主主義確保のための制度的装置がゆえに、極右の進出を促進しているという逆説的状况があり、この稿で見たところである。

欧州統合の進展が欧州議会を生み、比例制を主軸とする欧州議会の選挙が、あたかもバンドラの箱を開くように、民主主義のみならず、極右運動を刺激しているということをみた。

あえていえば、EUの発展と、機能が強化されていく欧州議会が、民主主義の観点に立つて、欧州議会選挙が比例制を導入しているところから、加盟国によっては、イギリスのように、自国の国内選挙規定で抑え込まれてきた極右の運動を欧州レベルで解放し、かつ極右の進出を皮肉にも許しているといえる。

ただし、欧州議会はそれがゆえに、その主流派を構成している三大党派、及び緑の党は結束してこの排除に乗り出している。それが欧州議会の議院規則改正となつている。暫定議長就任の阻止および政党形成要件の厳格化ということであることができる。

他方、極右政党も便宜的とはいえ、欧州政党を形成しない限り、欧州議会で存在感を示せない。EUの有権者の一定の支持を広げつつ、欧州議会を舞台にした反EU主義をその内に持つ極右勢力と、EUの理念を体現する、反ファシズム、人権擁護を掲げる欧州主要政党による封じ込めのせめぎ合いは、当面続いていくことができる。

- (1) 関税同盟や通貨同盟を考えただけでもそれは政治的決断を伴うものであり、欧州統合とはまさに国家の主権的権限のEUへの譲渡という政治的行為そのものである。拙著『EUヨーロッパ統合の政治史』(NHKカルチャーブック二〇一〇年)
- (2) 欧州委員会の数字は月刊ダイヤモンド二〇〇七／一一／〇三、四六頁による。なお(1)の拙著でも許可を得て同図を掲載している。
- (3) 同右
- (4) 「外国人入国者数と外人登録の状況」<http://www.geocities.jp/yamanhr/ProJKE0911-97.html>
- (5) [http://en.wikipedia.org/wiki/European\\_Parliament\\_election,\\_2004\\_\(United\\_Kingdom\)](http://en.wikipedia.org/wiki/European_Parliament_election,_2004_(United_Kingdom)) 拙著『EU・ヨーロッパ統合の政治史』(NHK二〇一〇年近刊) 第二二章参照。
- (6) FAR RIGHT IN EUROPE IAS Journal March 2005 Edition  
[http://www.bris.ac.uk/Depts/Union/InternationalAffairs/publication/Journal\\_Mar\\_05.pdf#search=fascist+right+and+european+right](http://www.bris.ac.uk/Depts/Union/InternationalAffairs/publication/Journal_Mar_05.pdf#search=fascist+right+and+european+right)
- (7) Ibid. Dennis Kavanagh and Philip Cowley, The British General Election of 2010. Palgrave Macmillan 2010. p116.
- (8) 「スウェーデン総選挙、中道右派政権継続 右翼政党も議席」朝日新聞二〇一〇年九月二〇日一九時五四分  
<http://www.asahi.com/International/update/0920/TKY201009200004.html?ref=peca>
- (9) Cas Mudde, Populist Radical Right Parties in Europe. Cambridge University Press. 2007. EU加盟国別の政党のEU姿勢は以下が詳しい。  
Aleks Szczerbiak and Paul Taggart, Opposing Europe?: The Comparative Party Politics of Euroscepticism Opposing Europe?: The Comparative Party Politics of Euroscepticism Volume 1: Case Studies and Country, Surveys Volume 2: Comparative and Theoretical Perspectives. Oxford. 2008. 日本での近年のヨーロッパ極右の研究は山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』朝日新聞社一九九八年がある。新右翼というネオナチという旧来の分類では収まりきれない運動から新右翼の語を当てているなど意欲的だが、畑山敏夫は、フランスの「極右」の新現象として記しており、同書内でも統一されているわけではない。畑山敏夫「フランスの極右の新現象―国民戦線の台頭」第二章。なお畑山はその後、「現代フランスの新しい右翼ルベンの見果てぬ夢」法律文化社二〇〇七年)で、表現を改めている。
- (10) Leigh Phillips, Far-right having difficulty clubbing together in EU parliament 11.06.2009 EUOBSERVER.
- (11) イギリス労働党選出で所属する欧州社会党のもっともすぐれた議員の一人であるコルベット(ヨークシャー&ザ・ハンバー選挙区定数六)は、イギリス労働党政権の議員による不正支出問題で欧州議会選で大敗する中で、皮肉にも、政治的敵であったイギリス国民党(BNP)の

候補者に議席を奪われ、欧州議會を去った。

- [http://news.bbc.co.uk/2/shared/bsp/hi/elections/euro/09/html/ukregion\\_38.stm](http://news.bbc.co.uk/2/shared/bsp/hi/elections/euro/09/html/ukregion_38.stm)
- (12) [http://www.richardcorbett.org.uk/blog/Saturday\\_June\\_13\\_2009\\_Political\\_balances\\_in\\_the\\_new\\_Parliament.](http://www.richardcorbett.org.uk/blog/Saturday_June_13_2009_Political_balances_in_the_new_Parliament.)
- (13) 右翼左翼という言葉はフランス革命期に由来する。フランス国民議會の議長から見ているものといわれる。
- (14) 一九世紀の反ユダヤ主義については、ハンナ・アーレントの『全体主義の起源』(みすず書房一九七二年原書一九五一年)参照。
- (15) 結党時には反共産主義運動としての性格をもっていたと位置づけられている。  
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%89%E5%85%9A>
- (16) 二〇〇九年八月一四日時事通信
- (17) 二〇〇九年二月四日自由党 (FPÖ) が連立政権で入閣したこと、EUは同国外交官との接触禁止などの制裁措置をとった。また同国觀光のポイコットを呼びかけるためスキー場のゲレンデにSS (ヒトラー親衛隊Schutzstaffel) のシムプールを描いたポスターが作成され、これを通信社が配信し、世界に報道され、これらの結果二〇〇二年の選挙では九九年の二七%から得票を一〇%まで下げた。Decade after sanctions, Austria far-right regains potency 03 February 2010, AFP.
- (18) 最新版は以下。<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+RULES-EP+20090714+TOC+DOC+XML+V0//EN&language=EN>
- (19) 欧州議會議院規則(試訳)(二・定)、同志社大学ワールドワイドビジネス研究センター第三卷第一号(二〇〇二年一月)六二―九三頁
- (20) 外国の立法二二七(二〇〇六・一)七一に間柴泰治が翻訳し、日本語で読める。<http://www.nrl.go.jp/jp/data/publication/legis/227/022702.pdf#search=>、政党助成金 欧州議會
- (21) [http://en.wikipedia.org/wiki/Alessandra\\_Mussolini](http://en.wikipedia.org/wiki/Alessandra_Mussolini)
- (22) [http://en.wikipedia.org/wiki/Jean-Marie\\_Le\\_Pen](http://en.wikipedia.org/wiki/Jean-Marie_Le_Pen)
- (23) BBC NEWS:[http://news.bbc.co.uk/go/pt/fr/-/2/hi/europe/2936147\\_20030410](http://news.bbc.co.uk/go/pt/fr/-/2/hi/europe/2936147_20030410)
- (24) [http://en.wikipedia.org/wiki/Jean-Marie\\_Le\\_Pen](http://en.wikipedia.org/wiki/Jean-Marie_Le_Pen)
- (25) 前掲
- (26) Move to stop Le Pen presiding at EU parliament. (AFP) - Mar 25, 2009

STRASBOURG (AFP)

- (27) <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+RULES+EP+20090714+TOC+DOC+XML+V0//EN&language=EN>
- (28) Report on amendment of Rule 29 of Parliament's Rules of Procedure - Formation of political groups (2006/2201 (REG)) <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?language=EN&reference=A6-0206/2008>
- (29) EPP president criticises Dutch coalition. European Voice. By Constant Brandt04.10.2010
- (30) Socialists call for 'cordon sanitaire' around Europe's far right. EUIOBSERVER.15.10.2010